

# 令和7年度島田市観光振興活動支援事業費補助金の概要

## 1 趣旨

島田市の観光振興や知名度の向上に寄与する活動を行う団体を支援するため、当該団体に対して、予算の範囲内において費用の一部を補助することにより、本市の魅力の発信につなげ、観光の振興を図る。

## 2 対象者

- ・ 営利を目的としない団体
- ・ 本市の観光宣伝に寄与するもの(舞踊、楽曲等無形のものを含む。)を開発し、又は創造する事業を行う団体
- ・ 本市固有の伝統芸能を継承し、その伝統芸能を披露することにより観光宣伝活動を行う団体
- ・ 前項に掲げるもののほか、本市の観光振興や知名度の向上に寄与する活動を行う団体として理事長が認める団体

## 3 補助対象事業・経費・補助率等

補助金の額(率)については、当該事業に要する経費(他の団体等からの補助を受けた場合は、当該補助を受けた額を控除した額)の2分の1以内とし、20万円を限度とする。

補助の対象事業及び対象経費は以下の表のとおりとする。

| 補助対象事業          | 補助対象経費                                                                                                                                   |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.観光振興・知名度向上事業  | (1)本市の観光宣伝に寄与するものの開発、創造に要する経費<br>(2)本市の観光振興や知名度の向上のために必要な情報発信に要する経費                                                                      |
| 2. 伝統芸能道具等維持事業  | 観光行事等において、伝統芸能を披露するための道具及び装束類の購入及び修繕に要する経費(個人の所有に帰属するものの購入費及び修繕費は除く。)                                                                    |
| 3. 観光誘客イベント開催事業 | 申請者が主体となって地域の多様な関係者と連携し、創意と工夫に富み、島田市への誘客及び観光消費が期待できるイベントの開催に要する経費(ただし、土産、飲食、娯楽又は接待に関するものは、補助の対象としない。また、1個あたりの取得価格が4万円を越える物品は、補助の対象としない。) |

※ ひとつの団体への補助は1から3のいずれかの事業に対し、1年度につき1回とする。

※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額とする。

※ 次に掲げるイベント事業は、補助対象外とする。

- ・政治的活動または宗教的活動と認められるもの
- ・主な対象を地域住民とするイベント(地域のまつり等)

- ・特定の者を対象とするもの(スポーツ大会等)
- ・この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を国、県、市等から受けているもの

#### 4 事業期間

事業期間は、令和7年度内までとする。 注)交付決定前に執行した経費は、補助対象外

#### 5 申請から交付決定までの流れ(令和7年度)

- |              |         |
|--------------|---------|
| ① 事前相談       | ⑥ 事業実施  |
| ② 申請書類提出     | ⑦ 実績報告  |
| ③ ヒアリング・書類審査 | ⑧ 交付確定  |
| ④ 審査委員会での審査  | ⑨ 請求書提出 |
| ⑤ 交付決定       | ⑩ 補助金交付 |

※審査委員会での審査を経て交付の可否を判断する都合、交付決定までお時間をいただきますので、スケジュールに余裕をもってご準備く

#### 6 問い合わせ先

一般社団法人 島田市観光協会

〒428-0047 島田市金谷新町 14-8(かなや会館内)電話 0547-46-2844